

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番1号  
住友不動産麻布十番ビル3階  
R e t t y 株 式 会 社  
代表取締役社長 武田 和也

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第13条第3項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）といたします。当日バーチャルオンリー株主総会にご出席されない場合には、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使いただくことも可能です。事前に議決権を行使される場合は7頁のご案内をご確認ください。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年12月23日（金曜日）午前10時  
※ログイン可能となる時間は午前9時30分を予定しています。  
※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合は、予備日として2022年12月26日（月曜日）午前10時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://corp.retty.me/ir/>）で、2022年12月23日午前11時までにお知らせいたします。
- 2. 開催方法** **場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）**  
本総会はインターネット上でのみの開催となりますので、実際にご来場いただく会場はございません。当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、必要項目、お手続き方法等の詳細は4頁のご案内をご確認ください。
- 3. 目的事項  
報告事項** 第12期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告および計算書類の内容報告並びに会計監査人および監査等委員会の計算書類監査結果報告の件  
**決議事項**  
**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
**第2号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

以 上

■通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、予備日である2022年12月26日（月曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに下記の当社ウェブサイトでお知らせしますので、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

■本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

■書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席した場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

■代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

<インターネットによる開示について>

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会及び会計監査人が監査した計算書類の一部であります。

■事業報告

会社の現況

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

本株主総会の決議ご通知につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://corp.retty.me/ir/stock/meeting/>)

## バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会は、当社専用のウェブサイトからインターネット上で株主総会に出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権の行使及びご質問が可能なバーチャルオンリー株主総会で開催いたします。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんのでご注意ください。

### バーチャルオンリー株主総会に当日ご出席される株主様

**1 開催日時**                   **2022年12月23日（金曜日） 午前10時**  
※午前9時30分頃からログイン可能となる予定です。  
※通信障害等が発生した場合には、予備日として2022年12月26日（月曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。

### 2 アクセス方法

<接続先> <https://web.sharely.app/login/retty-12>



<必要項目>議決権行使書用紙記載の「株主番号」「郵便番号（9月30日時点でお住いの住所）」「保有株式数（9月30日時点でご保有の株式数）」

- ①上記のURLを入力いただくか、右上のQRコードを読み込み、アクセスしてください。
- ②接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

※日本国以外に居住（海外法人を含む）の株主様はご利用できません。

※ご不明点に関しては、下記FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 3 質問方法

「2 アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、視聴画面の右下にある「質問」ボタンより対象議案を選択し、本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[事前の質問受付期間]

2022年12月8日（木曜日）～2022年12月19日（月曜日）午後6時30分

[当日の質問受付開始時間]

2022年12月23日（金曜日）午前10時～

※ご質問は一人様につき1問、文字数は150文字までとさせていただきます。

#### 4 議決権の行使方法

「2 アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「決議」タブより各議案ごとに「賛成」または「反対」をご選択ください。

[受付開始時間] 2022年12月23日（金曜日）午前10時～

#### 5 動議の提出方法

「2 アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、議長の指示に従って、視聴画面の右下にある「動議」ボタンより「手続き的動議」または「実質的動議（修正動議）」を選択し、動議内容をご入力ください。

##### 【注意事項】

1. 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席した場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれらの通信障害によって株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
4. 株主総会当日において、株主様の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声トラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
5. ご視聴いただく際の接続料及び通信料等は株主様のご負担となります。
6. 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載、複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. 本総会当日のライブ配信のための映像は、議長及び当社役員のみとなっております。あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。
8. そのほかご不明点につきましては、下記FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

<バーチャルオンリー株主総会に関するお問合せ窓口>

お問合せ先：03-6416-5287

受付時間：2022年12月23日（金曜日）午前9時～本総会終了時

**【本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の概要】**

通信の方法に係る障害が生じた場合に備えて、代替の回線の配線を用意しており、また、通信の方法に係る障害が生じた場合に関するバックアッププランを含めた具体的なマニュアルの作成を作成し、不測の事態に対応できるような体制の構築をいたしております。

**【本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の概要】**

当社では、インターネットのご使用に支障のある株主様に書面による事前の議決権行使を推奨しています。また、円滑なバーチャルオンリー株主総会支援運営に関して知見を有し、適切な対策を行っている「Sharely」（コインチェック株式会社提供）と提携し、スマートフォン端末からも利用可能なブラウザ版の「Sharely」をご案内するなどの対応を行います。

## バーチャルオンリー株主総会に当日ご出席されない株主様

### 1 議決権の行使方法

#### ■書面による議決権の行使方法■

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

[行使期限]2022年12月22日（木曜日） 午後6時30分到着分まで

#### ■インターネットによる議決権の行使方法■

##### アクセス方法

<接続先> <https://web.sharely.app/login/retty-12>



<必要項目> 議決権行使書用紙記載の「株主番号」「郵便番号（9月30日時点でお住いの住所）」「保有株式数（9月30日時点でご保有の株式数）」

①上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

③「議決」タブより各議案ごとに「賛成」または「反対」をご選択ください。

[行使期限]2022年12月22日（木曜日） 午後6時30分入力完了分まで

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

※日本国以外に居住（海外法人を含む）の株主様はご利用できません。

※ご不明点に関しては、下記FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 2 事前の質問方法

「1 議決権の行使方法」インターネットによる議決権の行使方法に従ってアクセス・ログインしていただき、視聴画面の右下にある「質問」ボタンより対象議案を選択し、本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[受付期間]2022年12月8日（木曜日）～2022年12月19日（月曜日） 午後6時30分

※ご質問はお一人様につき1問、文字数は150文字までとさせていただきます。

### 3 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。  
ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状及びその他必要書類）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒108-0073 東京都港区三田一丁目4番1号 住友不動産麻布十番ビル 3階

Retty株式会社 Retty株主総会担当者宛

[提出期限]2022年12月22日（木曜日） 午後6時30分 必着分まで有効

委任状の様式その他必要書類については、下記までお問合せください。

<お問合せ先>

Retty株式会社 Retty株主総会担当者宛

お問合せ先：03-6852-1287

受付日時：2022年12月8日（木曜日）～2022年12月22日（木曜日）※平日のみ  
午前10時～午後5時

#### 【注意事項】

1. 書面やインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. サイトへのアクセスに際して発生する接続料及び通信料等は、株主様のご負担となります。



(提供書面)

## 事業報告

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過および成果

当社の事業環境は、依然新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の影響を受けており、先行きが不透明な状態にあります。2021年の年末にかけては一時的に外部環境が回復したものの、年明け2022年1月に再びまん延防止等重点措置（以下、まん防）が適用されたことにより再び飲食店の販促意欲が低下致しました。続く3月下旬にまん防が全国的に解除されてから現在に至るまでは徐々に外部環境は回復しつつあるものの、依然COVID-19による影響が続いております。当社主要事業であるFRM（Fan Relationship Managementの略称）については、当該COVID-19の影響により、当事業年度である2021年10月から2022年9月においてお店会員（固定）プランの月平均新規参画店舗数は332件となり、COVID-19影響前の500件水準と比較すると未だ低い水準となっております。解約については、お店会員（固定）プランの内、安価であるものの、送客効果が発揮されづらい一部プランにおいて継続率が低いことが全体における解約件数へも影響した結果、COVID-19影響前よりも解約件数が増加しております。結果としてお店会員（固定）プランの有料保有店舗数は前事業年度末から当事業年度末において1,429件減少したことで6,921件となりました。

広告コンテンツについては、広告単価の下落による影響が引き続き生じております。月間利用者数についても上述感染者数の高止まりにより、COVID-19影響前との比較では未だ完全に回復したとは言えない状況となっております。

これらの結果として当事業年度における売上高は1,715百万円（前事業年度比11.5%減）となりました。

費用面では、2021年9月期通期決算説明資料にて開示している開発体制及び飲食店販売チャンネルの強化を目的として開発人員及び営業人員の採用を進めた結果、売上原価は809百万円（前事業年度比19.4%増）、販売費及び一般管理費は1,657百万円（前事業年度比7.4%増）となりました。

また、新型コロナウイルス特別貸付に係る利子補給金等により営業外収益6百万円（前事業年度比208.5%増）、支払利息等により営業外費用10百万円（前事業年度比86.7%減）を計上しております。

また固定資産の減損により特別損失102百万円（前事業年度は特別損失は発生しておりません）を計上しております。

以上より、当事業年度における営業損失は751百万円（前事業年度は283百万円の営業損

失)、経常損失は755百万円(前事業年度は356百万円の経常損失)、当期純損失は859百万円(前事業年度は358百万円の当期純損失)となりました。

なお、当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

## ②設備投資等の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、13,088千円であります。その主なものは、従業員のパソコン等の備品購入費用であります。

## ③資金調達の状況

当事業年度中に運転資金への充当のため、金融機関からの借入により300百万円を調達しております。

## (2) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (3) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の3点になります。なお、外部環境については足許徐々に回復傾向にあるものの、依然COVID-19による外部環境への影響は不透明であることから、翌事業年度については2023年春頃までは現在の様に外部環境がコロナ前の状態までは回復しきっておらず、飲食店の販促意欲も停滞している一方で、春以降は飲食店の販促意欲が徐々に回復することで当社の新規参画店舗数もそれに伴い回復するという前提を置いております。

### ① 「Retty」の利便性向上を通じた月間利用者数・ネット予約利用者数の増加

当社が今後において中長期的な成長を実現していくためには、運営サービスである「Retty」の知名度を向上させることによる新規ユーザーの獲得及び、実名型グルメサービスを基軸としたおすすめるお店選びやRettyを通じたシームレスな予約体験を提供することによるリピートユーザーの増加が必要不可欠と考えております。当事業年度においても、未だCOVID-19の影響から脱したとは言えず、2022年5月には、月間利用者数が2,600万人となっており、COVID-19影響前の状態には依然回復しておりません。一方で足許徐々に外部環境が回復しつつある状況を踏まえると、アフターコロナを見据えて更に「Retty」の利便性を向上させることで月間利用者数やネット予約利用者数の回復を図って参ります。

### ② 営業体制の拡充

当社の新規参画店舗数は、営業稼働人員数に応じて増加するものであり、販売代理店の営業体制の拡充及び当社従業員による営業体制の構築が必要不可欠と考えております。当社はこれまで多くの販売代理店と契約を締結することによって営業稼働人員数を増加させ、それに伴って参画店舗数を拡大してまいりました。今後については参画店舗を拡大させていくための営業体制の拡充と同時に販売商品や獲得コストの見直しによる営業効率の改善を実施することで更なる販売力の向上を図ってまいります。

### ③ 技術力の強化について

今後、更なるサービスの拡充・強化に向けてビッグデータの分析・活用を加速させていくためには、その基盤となる技術力を継続的に強化していく必要があります。現時点において、開発者比率（「Retty」の開発及び改善を担当するプロダクト部門・エンジニアリング部門の人員数の合計を総従業員数で割り返した数値です）は、半数程度となっておりますが、今後は更に優秀な技術者の育成、先端技術への投資、技術志向な風土の維持等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

#### (4) その他会社の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は飲食店から収受する定額のサービス利用料が主な収益となっており、2020年3月頃より新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）による影響を大きく受けております。当該影響により、特に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている期間は飲食店の販促意欲が低下することで当社の最重要KPIであるお店会員（固定）プランにおける有料保有店舗数が2020年9月期第2四半期の10,422件から徐々に減少傾向となっており、当事業年度末では6,921件となっております。当該お店会員（固定）プランにおける有料保有店舗数の減少によって当社は継続して売上高が減少、またそれに伴い営業損失及び当期純損失を計上しております。加えて、2022年9月期末における当社の純資産額は304百万円となっており、業績の回復を図ることと同時に、財務体質の改善のための早期の資本増強も必要な状況であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況の解消または改善のために、以下のような対応策を講じております。

- ① 2023年9月期よりLTV（※）の高い商品の販売比率向上やコスト構造の改革に着手することで収益性の改善を行っております。具体的には、解約率が高く、かつ単価が低いため、従前LTVの低かったテイクアウトプランの販売比率を下げることによってFRM事業全体のLTVを向上させることや、従業員の適正配置、オフィス移転による支払家賃の減額等によるコスト削減施策を推進することで事業の収益性を改善して参ります。
- ② 2022年11月11日の取締役会にて、平尾氏及び株式会社じげんを割当先とした普通株の発行に係る決議を行いました。これにより、合計685百万円の調達が見込まれ、当社の財務基盤の安定性が強化されるものと考えております。なお、資金繰りについては従前から各金融機関と綿密にコミュニケーションを行いながら借入金を調達している為、当面の間は問題のない水準となっております。

上記対応策により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

（※）「顧客生涯価値」を意味するLife Time Valueの略称。飲食店1件当たり、当社と取引を開始してから終了するまでの期間にどれだけの売り上げをもたらすかを表す指標のこと。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2022年9月30日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	武田 和也	
取締役	長束 鉄也	
取締役	本田 浩之	TVISION INSIGHTS株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	大杉 泉	大杉公認会計士事務所 所長 社会福祉法人偕恵園 監事 オプティメッドホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社インティメート・マージャー 社外監査役 株式会社サン・システム 監査役
取締役 (監査等委員)	上原 祐香 (戸籍名：小野 祐香)	プレミアアンチエイジング株式会社 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長
取締役 (監査等委員)	森 一生	代官山総合法律事務所 代表弁護士 株式会社ファーストロジック 社外監査役 丹平製薬株式会社 社外監査役 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 株式会社SDGth 代表取締役 株式会社出前館 社外取締役

- (注) 1. 取締役本田浩之氏並びに取締役(監査等委員)大杉泉氏、上原祐香氏、森一生氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)大杉泉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年12月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、(4)内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

下記方針に記載のとおり、当社では取締役会が個人別の役員（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定権限を有しており、取締役会は決定にあたり、任意に設置した報酬委員会における審議、答申を参考にします。同報酬委員会は、個人別の基本報酬金額の決定方法が公正妥当であるか、個人別の報酬が職責に照らして妥当であるか否か等について審議します。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年12月25日であり、取締役については年額150百万円以内と決議され、監査等委員である取締役については年額30百万円以内と決議されています。なお、決議当時の員数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）が3名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役が3名（うち社外取締役は3名）です。

当社の報酬制度や報酬水準、当事業年度における当社の役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、任意に設置した報酬委員会において審査・議論し、取締役会において決議しています。任意に設置した報酬委員会は、取締役により構成され、委員のすべてを社外取締役が占める体制としています。当期における業務執行を担う常勤取締役の個人別の報酬等の額は、各取締役が自身の管掌範囲、職責、競合他社の水準、業績等をもとに社内で定められた基準に照らして提案を行い、任意に設置した報酬委員会及び取締役会がこれについて十分に審議の上で決定しました。非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、当社の企業規模と市場水準を加味して、任意に設置した報酬委員会および取締役会がこれについて十分に審議の上で決定しました。かかる方法に基づき役員（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は決定されるため、役員（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。

### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同）の報酬は、企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた総額の範囲内において、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役および社外取締役に対しては、その保有する株式および新株予約権が、企業価値向上のインセンティブとなっていると考えられることを鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬等または非金銭報酬等は支給しないものとする。

### 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本方針のとおり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用していない。

### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本方針のとおり、固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占める。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、報酬委員会での審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	31,131 (4,800)	31,131 (4,800)	－	－	3 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,900 (12,900)	12,900 (12,900)	－	－	4 (4)
合計 （うち社外役員）	44,031 (17,700)	44,031 (17,700)	－	－	7 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年12月23日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役に対する業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役本田浩之氏は、TVISION INSIGHTS株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員取締役大杉泉氏は、大杉公認会計士事務所の所長、社会福祉法人偕恵園の監事、オプティメッドホールディングス株式会社の監査役、株式会社インティメート・マージャーの監査役および株式会社サン・システムの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員取締役上原祐香氏は、プレミアアンチエイジング株式会社の執行役員コーポレートコミュニケーション本部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員取締役森一生氏は、代官山綜合法律事務所代表弁護士、株式会社ファーストロジックの社外監査役、丹平製薬株式会社の社外監査役、株式会社スポーツフィールドの社外監査役および株式会社SDGthの代表取締役、株式会社出前館の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。



## ②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割
取締役 本田 浩之	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経営に関する豊富な経験と広い見識を有しており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 大杉 泉	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。監査役または監査等委員としての豊富な経験と、公認会計士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員長として、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 上原 祐香	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。証券会社にて資本市場との長年のコミュニケーションを通じて得た見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 森 一生	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の内部統制システム並びにコンプライアンス体制について、適宜、必要な発言を行っております。

## 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,465,557</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>858,186</b>
現金及び預金	894,623	短期借入金	602,808
売掛金	256,044	1年内返済予定の長期借入金	69,324
前払費用	265,662	未払金	66,458
未収還付法人税等	9,260	未払費用	27,603
その他	55,973	未払法人税等	2,290
貸倒引当金	△16,007	預り金	16,199
<b>固 定 資 産</b>	<b>207,576</b>	前受収益	10,187
<b>有形固定資産</b>	<b>—</b>	賞与引当金	62,234
建物	116,120	その他	1,082
工具、器具及び備品	47,121	<b>固 定 負 債</b>	<b>510,020</b>
減価償却累計額	△63,979	長期借入金	510,020
減損損失累計額	△99,262	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,368,206</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>207,576</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
破産更生債権等	7,373	<b>株 主 資 本</b>	<b>304,674</b>
長期前払費用	44,624	資本金	41,167
敷金及び保証金	162,234	資本剰余金	1,123,435
その他	69	資本準備金	1,123,435
貸倒引当金	△6,725	利益剰余金	△859,681
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,673,133</b>	その他利益剰余金	△859,681
		繰越利益剰余金	△859,681
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△248</b>
		新株予約権	252
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>304,926</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,673,133</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,715,420
売上原価	809,622
売上総利益	905,798
販売費及び一般管理費	1,657,463
営業損失	751,664
営業外収益	
受取利息	5
為替差益	1,174
助成金収入	4,191
貸倒引当金戻入額	654
償却債権取立益	289
その他	13
<b>営業外費用</b>	
支払利息	9,565
その他	466
<b>経常損失</b>	<b>755,368</b>
<b>特別損失</b>	
減損損失	102,024
<b>税引前当期純損失</b>	<b>857,392</b>
法人税、住民税及び事業税	2,288
<b>当期純損失</b>	<b>859,681</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月2日

Retty株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢部直哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新井慎吾

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Retty株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年11月11日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月2日

Retty株式会社 監査等委員会

監査等委員 大杉 泉

監査等委員 森 一生

監査等委員 上原 祐香

(注) 監査等委員大杉 泉、森 一生及び上原 祐香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会はすべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ふりがな 氏名 (生年月日)  たけだ かずや 武田 和也 (1983年9月2日)	2006年4月 株式会社コビキタス・エクステンジ入社 2007年4月 株式会社ネットエイジ（現 ユナイテッド株式会社）入社 2010年11月 当社設立 代表取締役社長（現任）	3,360,000株
	<b>【選任理由】</b> 当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。その実績とリーダーシップを活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待出来ることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	新任  かわの かんじ 川野 寛治 (1979年9月30日)	2004年4月 株式会社アイフラッグ 入社 2009年4月 同社 事業部長 2016年8月 当社 入社 2017年10月 当社 マネージャー 2021年10月 当社 執行役員	2,750株
	<b>【選任理由】</b> 事業企画、営業戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社執行役員として事業統括を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 20px;">新 任</div> <p style="text-align: center;">つちや ゆうざぶろう 土谷 祐三郎 (1979年2月22日)</p>	<p>2001年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所</p> <p>2004年4月 公認会計士登録</p> <p>2008年1月 株式会社コーポレイトディレクション 入社</p> <p>2011年10月 ACA株式会社 入社 プリンシパル</p> <p>2011年12月 株式会社ホットランド 出向</p> <p>2015年1月 株式会社BridgeConsulting（現 ブリッジコンサルティンググループ株式会社） 社外取締役</p> <p>2015年3月 株式会社ホットランド 取締役</p> <p>2016年10月 当社 入社</p> <p>2017年10月 当社 執行役員CFO（現任）</p> <p>2018年8月 ブリッジコンサルティンググループ株式会社 社外監査役</p> <p>2020年12月 同社 社外取締役</p> <p>2021年12月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	2,750株
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>会計、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社執行役員CFOとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;">社外</div> ひらお じょう 平尾 丈 (1982年11月25日)	2005年 4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年10月 株式会社ドリコムジェネレーティッドメディア（現 株式会社じげん）出向 2007年 3月 同社 取締役 2008年 1月 同社 代表取締役社長 2014年10月 株式会社リジョブ 取締役（現任） 2018年 2月 株式会社アップワールド 取締役 2018年 6月 株式会社じげん 代表取締役社長執行役員CEO（現任） 2019年 4月 株式会社三光アド 取締役 2019年 5月 株式会社BizMo 取締役 2022年10月 株式会社タイズ 取締役（現任）	99,500株
<p><b>【選任理由及び期待される役割】</b></p> <p>株式会社じげんにおいて代表取締役社長としてグループ企業の発展を担い、豊富な経営経験およびメディア運営経験を有しており、当社の経営体制の更なる強化に向けて監督・助言を期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 川野寛治氏、土谷祐三郎氏及び平尾丈氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2022年9月30日）現在の株式数を記載しております。
3. 平尾丈氏は株式会社じげんの代表取締役社長であり、当社は同社との間に資本業務提携関係にあります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 平尾丈氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、平尾丈氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度とする、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて、財務内容の健全性を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたく存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えると共に会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金の欠損補填に充当いたします。

なお、本議案に係る資本金及び資本準備金の額の減少については、2022年11月11日開催の取締役会の決議に係る第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ342,672,000円増加することを条件といたします。

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額387,755,955円のうち357,755,955円を減少し、30,000,000円とします。減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。また、上記の資本金の額は本第三者割当増資による増資額（342,672,000円）を含みます。

#### (2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,470,023,942円のうち501,925,122円減少し、968,098,820円とします。減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。また、上記の資本準備金の額は本第三者割当増資による増資額（342,672,000円）を含みます。

#### (3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年2月7日（予定）

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、本議案が承認された後、債権者異議申述手続が完了する日以降を効力発生日とするものであります。

## 2.剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金859,681,077円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

### (1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 859,681,077円

### (2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 859,681,077円

### (3)剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年2月7日（予定）

なお、剰余金の処分は、本議案が承認された後、債権者異議申述手続が完了する日以降を効力発生日とするものであります。

以 上